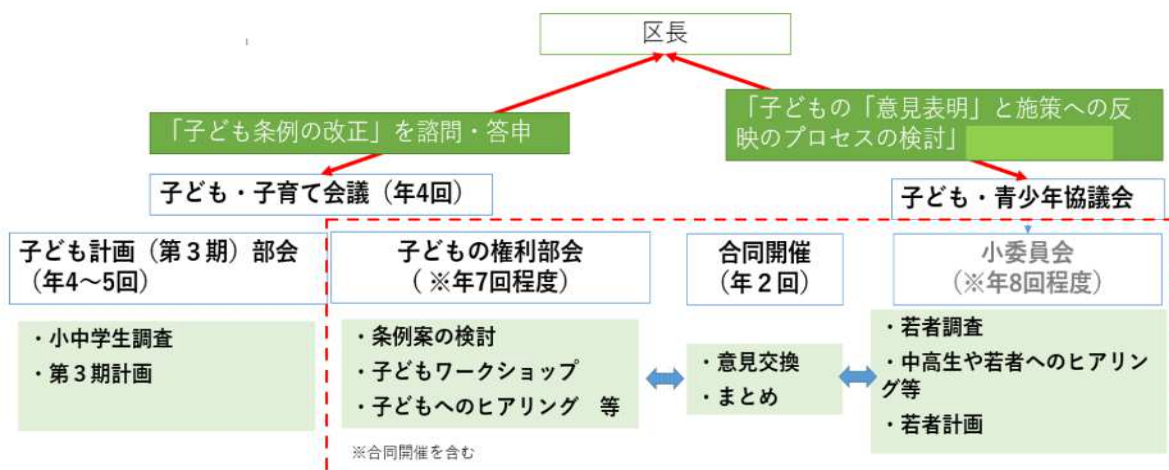


令和5年12月27日
子ども・若者支援課

子どもの権利部会の検討状況について

- 1 検討内容
世田谷区子ども条例の改正について
- 2 検討体制及び委員



NO.	氏名	所属
1	久保田 純 部会長	日本大学 准教授
2	加藤 悦雄	大妻女子大学 教授
3	猪熊 弘子	駒沢女子短期大学 教授
4	林 大介	浦和大学 准教授
5	半田 勝久	日本体育大学 准教授
6	高橋 直之	児童養護施設 東京育成園 園長
7	三瓶 七重	砧地域子育て支援コーディネーター きぬたまの家
8	奥村 明日	公募区民委員
9	橋本 典明	公募区民委員

3 開催状況

- 第1回 9月22日(金) 18時～
- 第2回 10月18日(水) 18時～
- 第3回 11月 6日(月) 18時～
子ども青少年協議会小委員会との合同開催
- 第4回 12月15日(金) 10時～

4 検討状況

令和4年度子どもの権利部会での議論内容を踏まえた論点整理
子ども・青少年協議会小委員会との合同開催 意見交換
答申作成に向けた議論

5 今後のスケジュール

- 第5回 1月11日(木) 18時30分～
- 第6回 1月31日(水) 18時30分～
子ども青少年協議会小委員会との合同開催
- 第7回 2月(未定)

	令和5年度												令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討内容	子ども条例に関する議論																							
	報告書を踏まえた課題の抽出				課題の整理 子ども・子育て 会議での議論				諮問	答申				条例改正骨子案	条例改正素案策定 ⇒意見聴取 ⇒意見反映 ⇒条例改正案策定				パブコメ 子ども意見	条例改正案	審議 議決		広報物作成・周知	
子ども・子育て会議		①				②					③					④								
子どもの権利部会						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦												

子ども条例の改正イメージ ○第4回子どもの権利部会での意見の反映箇所

資料3-1

基本となる考え方

・子ども条例を改正し、何をなし得たいか

区はこれまで、子どもの権利条約に掲げる理念のもと、条例に基づき、「子どもがすやかに育つことのできるまち」の実現を目指し、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」の設置や「子ども・子育て応援都市宣言」の発布、児童相談所の設置を行うなど、子ども・子育てにかかる支援を前進させてきた。

しかしながら、児童虐待やいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状がある。

○条例制定から20年が経過し、子どもを取り巻く状況や子ども施策の多様化が進む一方である。そうした中でも子どもの最善の利益を考え「区は子どもの最大の応援団であるべき。」という理念のもと、たとえ首長が変わっても、区の組織体制が変わっても、子どもにとっての最善の利益を保障するため、理念を継承していくために、子ども条例を改正する。

○子どもを主語とした子ども条例を使い、子どもの権利を保障していく文化と社会をつくっていくことを目指す。

区民や事業者が子育てや支援等で悩んだ際に、最終的な拠り所、立ち返る原点となるよう、計画立案や施策を実施するうえで大事にしなければならない、基本的なことを定めるものとする

・全文改正、一部改正か

一部改正の体裁を取り、内容はほぼ全文改正とする。そのため、章立てを変更する。

・章立て 担当案

以下の章立てとし、これまでの権利部会で議論してきた8つの項目を含む内容とする。

・前文 子ども・若者から言葉をもらい、事務局案を作成。

子ども・青少年会議の4回目の意見や、声ポスト、をもとに言葉にする。

その後 子ども・若者に選んでもらう。

武蔵野市は大人部分、子ども部分と分けているため、参考にしたい。

・第1章 総則

理由

定義づけ（子ども、保護者、学校、区民、事業者、区）

「地域」は定義づけではなく受け皿のイメージ

目標

項目1 子どもの定義について

子どもの権利月間（同上）について（広報、普及啓発）

・第2章 子どもの権利の保障

カテゴリー分けをしたうえで権利を列挙（新設）

子どもの参加と意見表明

項目2 子どもの権利の明示について

・第3章 基本となる政策

項目3 子どもの居場所

項目5 子どもの参加と意見表明

虐待、いじめ

居場所（定義づけ、確保）について

居場所や、子どもの参加と意見表明に関する取り組み

・第4章 地域の取り組み

地域で子どもと大人も支えていくことを明記する。

保護者、学校、区民、事業者、区 それぞれの責務、役割

項目4 保護者の参画、地域社会、施設、学校、区 の務め 等

・第5章 子どもの人権擁護

（現15条～24条）

・第6章 推進体制 推進計画、評価検証

権利委員会の設置について

PDCA全てに子ども・若者が参加する仕組みについて

人材育成について

普及啓発について

子どもの権利月間（同上）について

項目6 人材育成

項目7 広報（普及・啓発）

項目8 評価・検証、推進体制

・雑則

・附則

答申イメージ

子ども条例改正について（答申）**たたき台**

世田谷区子ども・青少年協議会での議論も踏まえながら
子どもの権利部会の中で議論し、加除訂正をしていく。

○第 4 回子どもの権利部会で出た意見の反映箇所

令和 6 年 3 月

世田谷区子ども・子育て会議（子どもの権利部会）

はじめに 答申の取りまとめについて

~~~~~  
~~~~~

令和 6 年 3 月
世田谷区子ども・子育て会議 会長 加藤 悦雄

目次

はじめに

現状と課題

○条例改正の考え方

前文

第 1 章 総則

第 2 章 子どもの権利の保障

第 3 章 基本となる政策

第 4 章 地域の取り組み

第 5 章 子どもの人権擁護

第 6 章 推進体制 推進計画、評価検証

参考資料

- ・ 資料 1 諮問について
- ・ 資料 2 世田谷区子ども条例（現行）
- ・ 資料 3 世田谷区子ども・子育て会議・同子どもの権利部会 委員名簿
- ・ 資料 4 世田谷区子ども・子育て会議、子どもの権利部会開催状況
- ・ 資料 5 子ども・若者への意見聴取実施結果概要

現状と課題

令和 4 年度 世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書
子ども・若者施策推進特別委員会
子ども・若者政策推進会議
子どもの権利部会

の資料や議論内容などから抜粋し、記述。2～3 ページで作成

経緯

区は、国の「子どもの権利条約」の批准・発効等を背景とし、平成 10 年(1998 年)の世田谷区地域保健福祉審議会の答申に基づき、平成 12 年(2000 年)に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を策定した。その中の重点取り組みとして、「子育て・子育てを地域社会全体で支える」との社会的合意を形づくる具体化の仕組みをあげ、条例策定に向け、区議会をはじめ子どもを含む区民等より広く意見を求めながら具体的な検討を進めた。

子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、すべての世田谷区民が力を合わせ、子どもが健やかに育つことができるまちをつくることを掲げ、平成 13 年(2001 年)12 月に 23 区初となる「世田谷区子ども条例」を制定、平成 14 年(2002 年)4 月に施行した。

また、子どもの人権の尊重と確保の取り組みを一層推進するため、平成 24 年(2012 年)12 月に一部改正し、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った問題の解決を目指し、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(略称「せたホッと」)を、平成 25 年(2013 年)4 月に設置し、同年 7 月から業務を開始した(令和 4 年度：子どもサポート委員 3 名、相談・調査専門員 5 名)。

○今までの区の取り組み、政策や施策の到達点やその課題を記述する。

○23 区で最初に制定したが、様々な権利意識が、社会に醸成されてきたことに条例が追い付いていない部分もある。新型コロナウイルスの流行による生活の急激な変化やスマートフォンの普及、SNS の登場などについても記述する。

条例改正について

1 諮問事項

「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について

2 諮問理由

世田谷区はこれまで、子どもの権利条約に掲げる理念のもと、世田谷区子ども条例に基づき、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現を目指し、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」の設置や「子ども・子育て応援都市宣言」の発布、児童相談所の設置を行うなど、子ども・子育てにかかる支援を前進させてきました。

しかしながら、児童虐待やいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状があります。令和4年度に世田谷区子ども・子育て会議から提出された「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」の提言も鑑み、今一度、子どもや若者の参加のもと、区議会、区民の意見を伺いながら広く条例改正の議論が必要であると判断しました。

そこで、「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について諮問いたします。

○条例改正の考え方

- ・現状と課題を踏まえ、区が条例改正して、成し得たいことを記述

○子ども条例が果たす役割

現状と課題のとおり、条例制定から20年が経過し、子どもを取り巻く状況や子ども施策の多様化が進む一方である。そうした中でも子どもの最善の利益を考え「区は子どもの最大の応援団であるべき。」という理念のもと、たとえ首長が変わっても、区の組織体制が変わっても、子どもにとっての最善の利益を保障するため、理念を継承していくために、子ども条例を改正する。

○子どもを主語とした、子ども条例を使い、子どもの権利を保障していく文化と社会をつくっていくことを目指す。

○この答申作成にむけて、どういう手続きを重ねてきたか、この答申の重みを詳しく記述する。

条例を改正し成し遂げたいこと

区はこれまで、子どもの権利条約に掲げる理念のもと、条例に基づき、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現を目指し、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」の設置や「子ども・子育て応援都市宣言」の発布、児童相談所の設置を行うなど、子ども・子育てにかかる支援を前進させてきた。

しかしながら、児童虐待やいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状がある。

今後、子どもの権利が尊重され、子どもも、大人も暮らしやすい社会。子どもが自分の意見を聞いてもらえている、自分の意見には影響力があることを実感できる地域社会「子ども条例を文化として根付かせる。」ことを目標とする。

区民や事業者が子育てや支援等で悩んだ際に、最終的な拠り所、立ち返る原点となるよう、計画立案や施策を実施するうえで大事にしなければならない、基本的なことを定めるものとする。

全部改正ではなく、一部改正とする。

一部改正の体裁を取り、内容はほぼ全文改正とする。子どもの権利の保障等をしっかりと明記していく必要があり、子どもの権利に基づいた章立てを変更する。

○子どもの権利を保障し、そのための政策や役割を記載していく流れのある文章とするため章立てを変更する。総論 各論となるような順序立てを意識した条文構成とする。

○現在の条文では、子どもの権利が保障されないという具体的な事例や、現状を記述。そのため、このような方向性で条例を改正するべきといった視点で今回の答申とする。

○令和 5 年度に実施したアンケート、ヒアリング、声ポスの意見は子ども・若者からの切実な声であるため尊重すべきである。過去にも同じような意見を聞いていたが、反映やフィードバックができていない。同じことを何度も、何年も繰り返すことがないように、今回の条例改正により意見形成、意見表明だけでなくフィードバック、評価検証までを明記するべきである。

○例えば現在の条例第 3 条は、成し遂げたいことの主語が大人になっている。子どもが権利主体というところを強調した方がよい。

前文

方向性

子どもは、未来への希望というだけでなく、今を生きる権利の主体であることを念頭に置き、大人が果たすべき役割、決意表明ともいえる部分と、この条例の主役である子ども・若者自身の声を反映した内容となるような前文とする。そのために子ども・若者の声を聴き、子ども・若者自身に前文を考えてもらう機会を設ける必要がある。

○子ども一人ひとりの年齢や、個性にあった個別性を大事にした条文となるようにする。

○大人が子どもの意見だけに縛られないように、大人が子どもの権利主張に委縮して、本来子どもに必要なことを躊躇することがないように、子どもの意見だけでなく大人の意見も聞きながら、話し合いで決めていくということを明記できるとよい。

○乳幼児や発語ができない子であっても意見があり、意見表明する権利があることを念頭に、「その子の意見を精一杯聞く。」という大人の姿勢を明記できるとよい。

参考

武蔵野市の前文抜粋

すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。
 子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生きることができるよう、その権利と尊厳が守られます。
 子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切です。
 子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です。
 子どもが暮らし、育つまちは、その一員である子どもにやさしいまちであるべきです。
 武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。

そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

第 1 章 総則

- ・理由
- ・定義づけ（子ども、保護者、学校、区民、事業者、区）
- ・目標

項目 1 子ども定義について

1 子ども定義

方向性

一律に 18 歳で区切らず、18 歳を越えても子どもと同等の子ども施策（サービス）を受けることが適当である人がいることを念頭に置き、緩やかにかつ分かりやすい言葉で定義する。子どもの定義を曖昧にすることで、子ども自身の自立を妨げることがないように、子ども条例制定の目的、趣旨について示す必要がある。

具体的な意見

○子ども一括りにするのではなく、年齢や生活環境を考慮した「一人ひとりに合わせた個別性を重視する」という視点を盛り込むことが必要である。（権利部会）

- ・子どもの範囲を緩やかに定義しつつも、分かりやすさとのバランスを検討する必要がある。（権利部会）

○定義づけにおいては、意見表明が難しい乳幼児や出生前の胎児の存在について考慮に入れて検討する必要がある。（権利部会）

- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第 3 条第 3 項を参考にできるのではないか。

参考

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならない。（権利部会）

2 言葉の定義づけ

方向性

この条例で使用する言葉（主語）の定義を第1章総則で明確に行い、条文解釈において疑義が生じないように整理する必要がある。

具体的な意見

・子どもの定義に限らず、現在の条文で使用している「保護者」、「地域社会」、「施設」、「学校」、「区」などは定義が必要である。なお、「地域」については、定義づけが難しく、これらの言葉を包む、受け皿のイメージでとらえる。（権利部会）

第2章 子どもの権利の保障

1 項目2 子どもの権利の明示について

方向性

「子どもの権利条約の精神に則り」や「子どもの権利条約の一般原則」について、前文及び第2章に記載する。第3章以降では、子どもの権利を保障するために必要なことをそれぞれ記載していくためその前提条件を第2章で示す必要がある。

具体的な意見

・権利という言葉を用いるのではなく、きちんと内容を深めていく必要がある。（権利部会）
 ・「最善の利益」を社会できちんと合意を持って守っていく仕組みが明示できるといい。子どもだけでなく多くの人々が権利について知ることができる条例にすべきである（権利部会）

・差別の禁止について、LGBTQ+も追記するとよい（小委員会）
（「SOGI」という表現が適切かもしれない。事務局で調整する。）

○乳幼児や、障害児なども当然、「子ども」に含まれることを、条文に明記しないまでも、読み取れるような記載があるとよい。（権利部会）

方向性

4原則のほかに、区が特筆すべきと考える子どもの権利に関して、カテゴリー分けをしたうえで、権利カタログとして各条文に追加する。遊ぶ、学ぶ、休む権利、その他〇〇の権利について明記する。

具体的な意見

・子どもの権利については、カテゴリー分けをしたうえで権利を列挙（新設）する。単に権利を羅列するだけだと、権利の重要性が不明瞭となりバランスが悪い。（権利部会）

・外遊びを推進し、プレイパークなどの～区としては「遊ぶ権利」は入れるべきである。他自治体の条例をみても、遊ぶ、学ぶ、休むといったあたりの権利は入れているところが多く、世田谷区が明記することに違和感はないのではないか（権利部会）

・学ぶ権利、教育虐待

子どもがやりたいと主張することだけではなく、やりたくないと主張する気持ちも尊重し、その想いを支援してあげる必要がある。子どもの意見が尊重される権利があることを自覚しながら子育てしていくことを書き込むとよい。習い事など予定がいっぱいで休むことができない子がいる。余暇時間の保証を入れるとよい。学びを選ぶ権利についても記載があるとよい。ヤングケアラーについての記載も含めてほしい。（小委員会）

・教育虐待も、ヤングケアラーも線引きとして難しく、状態像ではなかなか測れない。本人がやりたくてやっているのという意見もあるとすれば、子どもの主体性を最大限尊重していくといったところの表現をもう少し分かりやすく記載する必要がある。（権利部会）

・虐待

性的搾取など身体への侵害、精神的な暴力を防ぐことも必要。（小委員会）

・自分らしさ

学ぶこと、遊ぶこと、休息することの意味や価値観は人によって違うため「自分にとって楽しいことをする」「好きなことをする」などの表現はどうか。「自分らしくいられる」「自分を偽らずに過ごせること」が大事である。

(小委員会)

・ネガティブケイパビリティ、「失敗する権利」といった子どもも大人も救える表現があるとよいのではないか(権利部会、小委員会)

2 項目3 子どもの居場所

方向性

国の指針を参考にするとともに児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会の議論もふまえ、居場所を〇〇と定義づけ、またその確保について明記することが必要である。

具体的な意見

・「子どもの居場所」=「子どもが安心して過ごせる」の定義に加え、子どもの権利の視点から、「自由があること」、「自分らしくいられること」、「場の一員である実感が持て、意見を伝えようと思えること」、「伝えた意見が受けとめられたと感じられること」、「自分のことを自分で決められること」等の複数の要素を包括的に加える必要がある。(報告書、小委員会)

・現行条例の第2章「基本となる政策」だと行政と接点のある居場所のみとなるため、それ以外の「居場所」を記載するために章だてを検討することも検討してはいかがか？乳幼児も含めてどうやって声を拾っていくのかというところが非常に重要。居場所を幅ひろく定義するところが多い。政策として捉えるのであれば「地域社会における子どもの居場所」(権利部会)

・世田谷は児童館、青少年交流センター等、地域の居場所を拡充してきた。これからも居場所作りが続いていくような、その根拠になるような条文が必要(権利部会)

・確保だけでなく、その存続。も書き込むとよいのでは？定義を広くしすぎると難しい。(権利部会)

・災害時の居場所についても考えるべき。(小委員会)

・「居場所」は、「場」としての(居心地の良い)(自分らしくいられる)居

場所」と「子ども自身の主観的な評価も含めた“(自分にとっての)居場所”」と、2つに分けて定義した方が理解しやすい。(権利部会)

・現代の若者にとってはオンライン上の場も大事なコミュニティである。居場所には、自分を否定しない第三者の存在が大切である。(小委員会)

3 項目4 保護者の参画、地域社会、施設、学校、区の務め 等

方向性

保護者を子育てにおいて孤立させることがないように、地域社会で保護者を支えていくべきと考える。守られるべき子どもの権利について明記し、それらの権利を守るために、それぞれの務め、責務を記載していく。条例の意味や内容について以下の主語の者に「子どもの権利を尊重するため」を入れ、それぞれの務め、責務を明記する。

具体的な意見

・学校、事業者、区については、「責務」という強い文言に修正し、責任感を示すべきである。責任の所在(区、親、地域、社会...)を明記したほうが良い。(権利部会、小委員会)

・子どもと大人は対等な関係ではない。子どもの意見に対して、大人の立で、子どもの意見へのサポートとしての意見を大事にできるかを書き入れたい。意見を尊重することをサポートできるようにしたい。(小委員会)

・親は周りに助けを求めながら、みんなで子育てできる社会であるとよい。親が周り支えあえる関係があり、幸せでいられることで、子どもも幸せを感じるのではないか(小委員会)

・子ども・若者にとっては、区より親や学校のほうが身近な存在である。区だけでなく、あらゆる人が考え、取り組むことができる条例がよい。学校は子どもの意見を受け止めてという文言は入れるべき。(小委員会)

・守る、尊重する、保障する、実現する。の4つの意見が案として出たが、「尊重する」が一般的か。(権利部会)

4 項目 5 子どもの参加と意見表明

方向性

様々な機会で様々な子どもの意見を聞く仕組みの構築が必要である。子ども・青少年会議を設置するだけでなく様々な場、手法で声を聴くべきと考える。

具体的な意見

- ・常設で子どもの意見を聞いていく仕組みは、今まさに求められている子ども施策である。ただ会議を設置すればいいわけではない。位置づけは検討を深めていく必要がある。(権利部会)

- ・子どもが過ごすあらゆる場面において、子どもが意見を表明し、参加できる機会を継続的に設ける必要がある。医ケア児や、日本語が母国語でない子等、少数のため、埋もれてしまいがちな声がある。きちんと焦点を当てて丁寧に声を拾う必要がある。(権利部会)

- ・青少年交流センターや児童館など、子どもたちの身近な環境において、実施すべきと考える。地域の困りごとを地区、地域で吸い上げる体制構築がよいのではないかと考える。(権利部会)

・意見反映できる組織や体制をつくるべき。意見を尊重しサポートできる体制が必要と考える。全区版の子ども会議を設置し、評価機関である子どもの権利委員会と一緒に運営するとよいのではないかと考える(小委員会)

- ・アドボケイト派遣は重要ではあるが、それがすべてではない。意見表明には 日常 居場所での実践 政策への意見反映 という段階がある。(権利部会)

- ・「自己に直接関係する」というこども基本法の定義は現実的ではない。友達のことでも悩む子どももいるのではないかと考える。(権利部会)

- ・現在の第 2 章「基本となる政策」では範囲が狭い。表記として中野区の条文を参考にしたいかがか。

・子ども若者に係る取組みを進めるときは、必ず当事者の意見を、様々な場や手法で聴くべき。多くの声を拾う手法としては、アンケート調査が良いと思う。会議に参加してもらう方法以外に、オンラインで声を拾うこともできる。また、個人が特定されない配慮をした場も必要。(小委員会)

・意見表明できる場を用意しても、参加できない人もいる。参加のハードルが高いため、意見表明できない人もいる。一部の代表者の意見を、子ども・若者全体の声とすることがないようにしたい。(小委員会)

・子ども若者からの意見、提案に対して、できない場合も、その理由や、代替案など説明を受けることができ、それに対しても意見を述べるができることとよい。意見が反映されるプロセスを、子どもたちが検証できるしくみがあるとよい。(小委員会)

・情報公開は、分かりやすく見える化することが大事。外部や、得意な若者に依頼することも参加・参画につながる。フィードバックについて、区、学校などが情報提供と説明責任を果たすことを書き込むとよい。(小委員会)

・意見を出すには「安心・安全」な場であり、否定されない、受け止めてくれるということが大切である。相談、愚痴などについても安心して意見を言える場があるよう保証していくことも大切(小委員会)

・何に対して意見を求めているのかを具体的に明示するなど、意見形成のための支援があるとよい。(小委員会)

・学校教育における子どもの意見の尊重を入れる。(小委員会)

・土壌となる意見形成、意見表明後の意見反映についても触れる必要がある。
(権利部会)

○「その子の意見を精一杯聞く。」という大人の姿勢を示す。乳幼児、胎児も対象であり、発語がないから意見表明がないわけではない。(権利部会)

第 3 章 基本となる政策

方向性

第 3 章では、第 2 章で記載した子どもの権利を保障するために果たすべき区の責務について記載していく。虐待やいじめについての対応は、実務や時代に即した文言修正を行うべきと考える。

具体的な意見

・第 13 条「だれであってもいじめをしてはなりません。」ではなく、「だれであっても、いじめられません。」という文言が相応しい。(権利部会)

・いじめ被害者の守秘義務を入れるとよい。いじめへの対応は、しっかり対応することを見せるべき。(小委員会)

・前文や総則が適切かもしれないが、持続可能な社会に向けた記載、環境問題への取り組み等も入れるべきと考える。(小委員会)

第 4 章 地域の取り組み

項目 4 保護者の参画、地域社会、施設、学校、区 の務め 等

方向性

第 4 章では、第 2 章で記載した子どもの権利を保障するために第 1 章で定義づけした者たちが地域で実践していくべき、役割を明記していく。保護者については、役割だけでなく、支えられるべき存在であり、地域で応援や支えることができるような内容を明記する。子どもが幸せになるためには保護者が幸せである必要であるという考えのもと、子育てしやすい地域をつくることを目的とする。

具体的な意見

・多くの人が、子どもと向き合って子育てを頑張っていると思う。それに対して「全力で努めなければなりません。」という記載は、負担に感じる人が多いと思うためもっと「支える」姿勢を明記すべきではないか。(権利部会・小委員会)

・保護者に対してのメッセージについて、条文が飛び飛びになっている。子育て

支援をつなげて書くと読む側も見やすい（小委員会）

○保護者ではなく大人という表現がよいのではないか。（権利部会）

○いわゆる、「おせっかいおばさん、おじさん」がたくさんいることが子どもの力になる。その人たちがいなくなっても、次の人がでてくる制度や仕組みが必要。そのような人たちを支える一文を明記できるとよい。（権利部会）

○子どもを取り巻く状況の急激な変化が影響しているのか、保護者の「子育て力」が下がっている。保護者に子育ての様々な方法や楽しさを伝え、皆で一緒に子育て力を上げる手助けができるよう、子ども・子育て関連の事業者側のネットワークが構築できるような、支援者側が一枚岩になれるような記述があるとよい（権利部会）

第 5 章 子どもの人権擁護

（現 15 条～ 24 条）

方向性

細かい文言修正等は せたホッと事務局で調整したうえで、子どもの権利部会に報告し意見を伺う予定。

「人権」ではなく、「権利」にあらためるべきではないかとのご意見もいただいているため、調整が必要である。

第 6 章 推進体制 推進計画、評価検証

権利委員会を設置について（新設）

PDCA 全てに子ども・若者が参加する仕組みについて（新設）

人材育成について

普及啓発について

子どもの権利月間について（総則とするか）

1 項目 6 人材育成

方向性

子どもの意見形成、意見表明をサポートできるよう、子どもと関わる機関の大人の人材育成が必要である。

具体的な意見

・区、事業者は子どもと関わる機関の大人が、子どもの意見表明をサポートできるよう人材育成を図る。また、育成だけでなく、人材確保も必要である。
(権利部会)

・子どもが意見を表明できるようにサポートできる周りの状況をつくる。(権利部会)

2 項目 7 広報(普及・啓発)

方向性

子どもの意見形成、意見表明をサポートできるよう、子どもと日常的に関わる保護者をはじめとした大人、当事者である子ども自身に対し、子どもの権利について普及啓発が必要である。

具体的な意見

・親や家族などが日常的に子どもの意見表明をサポートできるよう普及啓発を図る。(権利部会)

子ども自身が権利について学ぶ機会をどう保障するか。講師派遣なども考えられる。(権利学習の場や機会の確保)(権利部会)

・公、民がどう連携して子どもの権利を尊重していく社会を実現する。(権利部会)

・図やグラフを使った分かりやすい広報の工夫があると良い。SNSによる広報も効果がある。子ども目線の広報が必要。(小委員会)

3 子どもの権利月間

方向性

子どもの権利条約が採択された日が11月20日であることから、11月に「世田谷区こども権利月間」を設ける。同月の「児童虐待防止推進月間」との連携した事業が可能か、検討する。

4 項目 8 評価・検証、推進体制

方向性

新たに第三者機関として権利委員会を立ち上げる。評価・検証には、独立性の担保が重要である。子どもの権利救済機関の事業も広くとらえると、区の子ども施策の事業の1つであり、評価・検証を受ける立場であるため、自らを評価・検証することは困難である。設置しても、形骸化させないことが重要である。大事な機関なので忖度をさせない仕組みが必要である。委託をすると第三者性が落ちるが、区の政策、施策を熟知したものでなければ評価が難しい。

具体的な意見

- ・子どもの権利の広がりや深まりをモニタリングし、検証できるよう、継続的に調査データを取り、その結果を公表し、地域での区民活動などを含めた様々な機関が活用できるようにすることが必要。(権利部会)

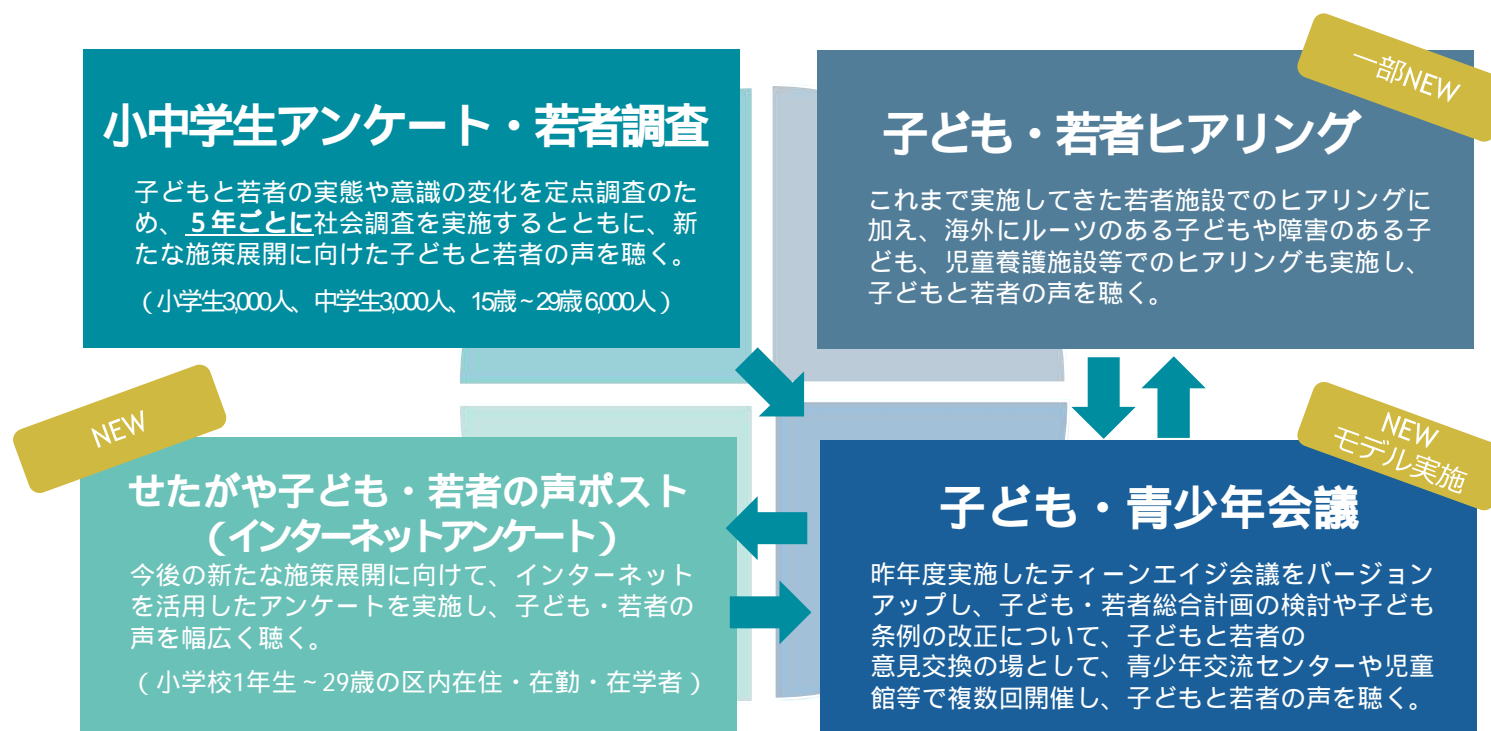
- ・評価・検証には区民の視点も重要であり、他自治体では区民参加で実施していることが多い。(権利部会)

- ・大多数の自治体が、子ども施策の評価・検証機関を「子どもの権利委員会」方式で設置している(報告書)

- ・アンケート実施や子どもなどへのヒアリングを実施し、子どもの声も反映させた評価・検証とするためには、公募区民や子どもに関連する団体・機関も入れた方がよい、との意見があった。(権利部会)

子ども・若者の意見表明と施策への意見反映・フィードバックのプロセス

対象を絞って実施する「小中学生アンケート・若者調査」、インターネットを通じた「せたがや子ども・若者の声ポスト」、子ども・若者施設への「子ども・若者ヒアリング」、子ども・若者が集まって話し合う「子ども・青少年会議」等、様々な方法で、意見を聴取する。その意見については、(仮称)子ども・若者総合計画の検討や子ども条例の改正に向けた議論に反映させていく。また、その結果については、区のホームページを通じて、子ども・若者にフィードバックする。



**意見聴取 意見反映 フィードバックのプロセスは、
区HPの「子ども・若者の声とともにつくるページ」で、随時、情報発信！**

○子ども・若者の声とともにつくるページ

子ども・若者の声を聴くためのプラットフォームとして「子ども・若者の声とともにつくるページ」を開設する。今後、このページを通じて、更なる子ども・若者の声を聴く取組みやフィードバック等も行っていく予定。

開設日：11月20日(月)

○せたがや子ども・若者の声ポスト (インターネットアンケート)

実施期間：11月20日(月)～12月8日(金)

対象：区内在住・在学・在勤の小学校1年生から29歳の子ども・若者

内容：子どもの権利を守るための方法や意見表明の方法等(6問)

実施方法：回答用フォームにて意見提出

<https://logoform.jp/form/JqMJ/415730>

せたがや
わがもの
子ども・若者の声ポスト (インターネットアンケート)
はじめました!

もっとゲームをしていたい。
公園でボール遊びがしたい!
子どもの意見をちゃんと聞いてほしい!
もっと自転車が走りやすいまちにしたい!
近所に自習室がほしい!

世田谷区では、これからの世田谷をよりよいまちにするには、どのようなことが大切なのか、大人だけで考えるのではなく、子ども・若者の皆さんと一緒に考えて、と思い、区のホームページに、「せたがや子ども・若者の声ポスト」をオープンしました。

大人や社会に言いたいこと、提案したいこと、ありませんか?? ぜひ送ってください!
みなさんからの声は、世田谷区の職員がすべて読んで、子ども・若者にとってよりよいまちにするための話し合いに活かします。
※世田谷区子ども条例の改正や子ども・若者に關する計画の議論

【問い合わせ】
世田谷区子ども・若者部
子ども・若者支援課
電話：03-5432-2528
FAX：03-5432-3016

対象
小学校1年生～29歳の子ども・若者で、世田谷区に住んでいる・区内の学校に通っている・区内で働いている方

期限
2023年12月8日(金)まで

内容
子どもの権利を守るためにどのような方法があるといいか、どのような方法があれば区に意見を伝えやすいか、こんなまちになったらいいな、等の意見を募集!
※5分くらいで終わります。名前は聞きません。

意見はこちらへ
皆さんの意見は、区のホームページにのせる予定です!
区のホームページ

みんなでお話をしよう
子どもも大人も一緒に
意見を出そう!

せたがや子ども・若者の声ポスト 集計結果（速報値）

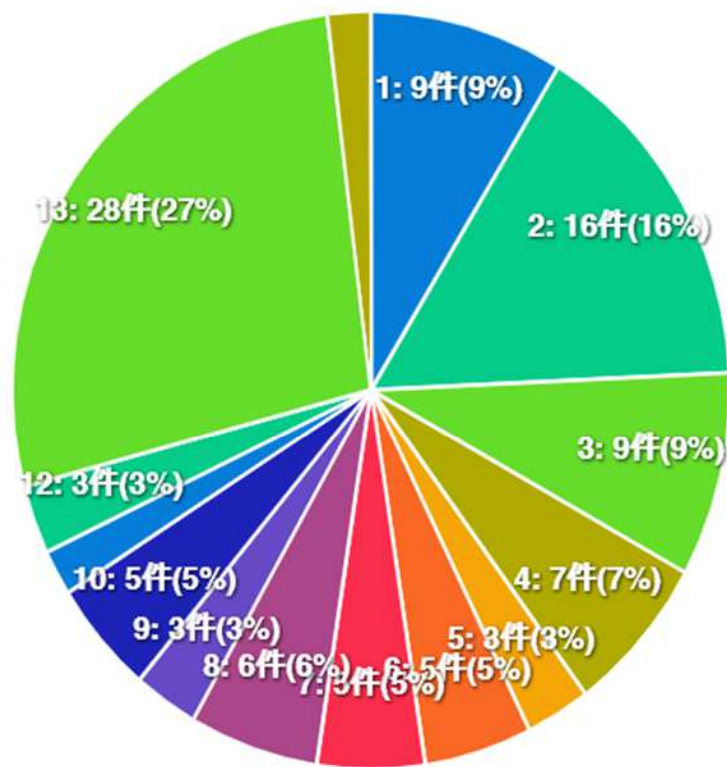
対象：区内在住・在学・在勤の小学校1年生～29歳の方

期間：11月20日（金）～12月8日（金）

方法：インターネットアンケート（LoGoフォーム）

回答数：103件

Q1 あなたの学年（がくねん）を教（おし）えてください。（大学生や社会人の方はその他を選択し、「大学生」「社会人」等を入力してください。）

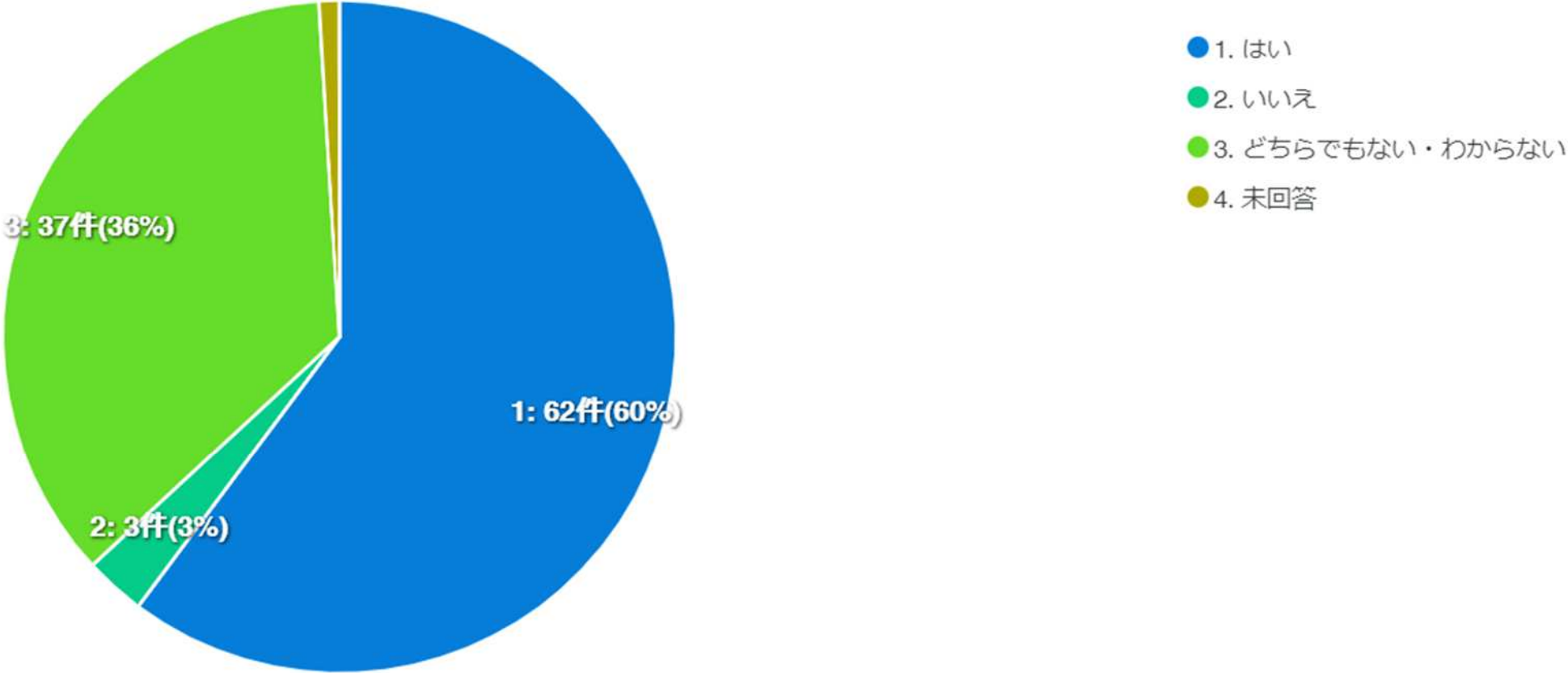


- 1. 小学校（しょうがっこう）1年生（いちねんせい）
- 2. 小学校2年生
- 3. 小学校3年生
- 4. 小学校4年生
- 5. 小学校5年生
- 6. 小学校6年生
- 7. 中学校（ちゅうがっこう）1年生
- 8. 中学校2年生
- 9. 中学校3年生
- 10. 高校（こうこう）1年生
- 11. 高校2年生
- 12. 高校3年生
- 13. その他
- 14. 未回答

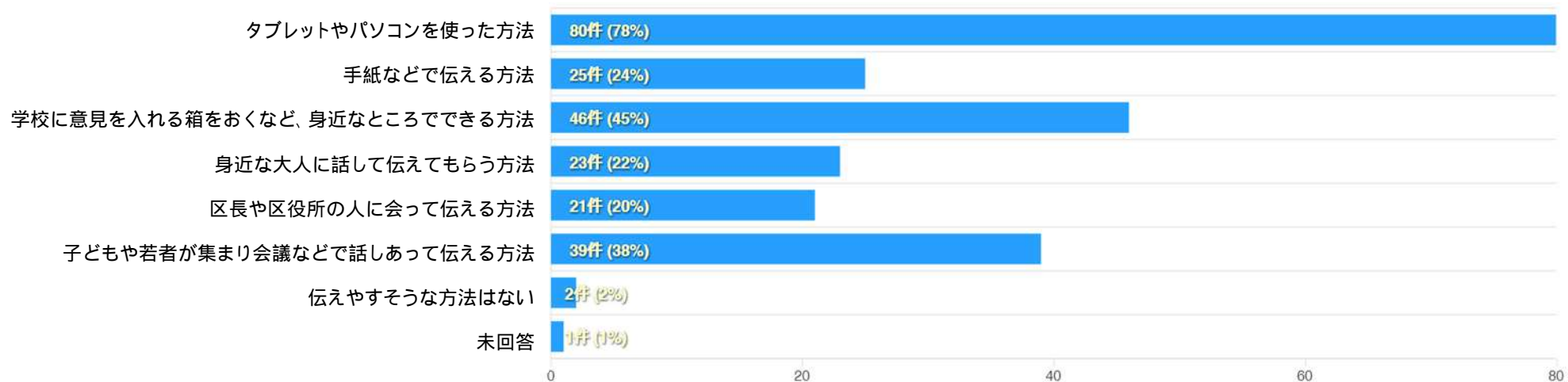
Q2 子(こ)どもが一人(ひとり)の人間(にんげん)として大切(たいせつ)にされ、自分(じぶん)らしく成長(せいちょう)するために必要(ひつよう)なことを「子どもの権利(けんり)」といい、子ども一人ひとりに「子どもの権利」があります。あなたは、子どもの権利を守(まも)るために、どんな仕組(しく)みがあるかと思(おも)いますか。(いくつでもえらべます)



Q3 あなたは自分(じぶん)の意見(いけん)を言(い)ったり、いろんな機会(きかい)に参加(さんか)する権利(けんり)を持(も)っています。世田谷区(せたがやく)では、区(く)へ意見(いけん)を伝(つた)えたり、実現(じつげん)に向(む)けて一緒(いっしょ)にとりくむ機会(きかい)を増(ふ)やしたいと考(かんが)えています。今後(こんご)、そのような機会(きかい)があれば、参加(さんか)したいと思(おも)いますか。(1つえらぶ)



Q4 どのような方法(ほうほう)や手段(しゅだん)があれば、あなたは世田谷区(せたがやく)に意見(いけん)を伝(つた)えやすいですか。
(いくつでもえらべます)



子ども・ 青少年 会議

01

設置の背景

02

全体構成

03

第1回目の様子

1 設置の背景

ティーンエイジ会議

令和4年10月23日 池ノ上青少年交流センターで実施

子どもたちから「継続的にこのような場を！」との声が多くあった。フィードバックにも課題があった。

「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」

令和4年度 世田谷区子ども・子育て会議 子どもの権利部会において議論、まとめられた報告書

子どもの身近なところに、参加表明の場を設ける取り組みを検討すべき。
日常の関係での場面、それ以外の関係での場面、ともに継続的に確保すべき。

こども基本法の施行

「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。」

令和7年度

世田谷区子ども条例の改正、（仮称）子ども・若者総合計画の策定

当事者である子どもたちに、様々な場面で、様々な子どもから声を聴き、反映させる必要がある。

2 全体構成 令和5年度

第1回 中高生世代
10月14日
希望丘青少年交流
センター 17名

第2回 小学生
11月18日
若林児童館
19名

第3回
小学生・
中高生世代
12月9日
玉川台区民センター
26名

第4回
小学生・
中高生世代
1月20日
北沢タウンホール

声を聴く

声をまとめる
権利を知る

報告書を作成。
条例や計画に反映
してほしい意見を
まとめる

実施方法

主催：世田谷区子ども・若者部

共催：世田谷区教育委員会

公益財団法人児童育成協会に運営補助委託

【ファシリテーター】

- ・ 青少年交流センタースタッフ
- ・ 児童館職員
- ・ その他専門家

第4回子ども・青少年会議
小学生・中学生・高校生世代
参加者募集!

みんなの声で
世田谷を変えよう!

もっと学校の設備にお金をかけてほしい!

公園でボール遊びがしたい!

もっとゲームをしてみたい!

ボール捨てしないで!

居場所の増えたい!

世田谷区では、「子どもがいきいきわくわく育つまち」を目指すために、世田谷区子ども計画や世田谷区子ども条例をつくっているよ。どうしたらそのような“まち”になれるのかな？

普段の生活で自分たち、子どもの権利は守られているかな？
もっとこうなったらいいな！ってアイデアとか、なんだか変だな！って思うこと、いろいろあるよね。
これからの世田谷区について、ぜひみんなの声をきかせてね。

お申し込み・お問い合わせ

いずれかの方法でお申し込みください。

① [TEL] 03-5432-3333 (せたがやコールセンターがります)
② [FAX] 03-5432-3100
③ [区のホームページ]「Lo Goフォーム入力画面」よりお申し込みください。

お名前・お名前(フリガナ)・郵便番号・住所・年齢・電話番号・食物アレルギーの有無(ある場合はその内容)を教えてください。

お申し込み期限 1月15日(月)

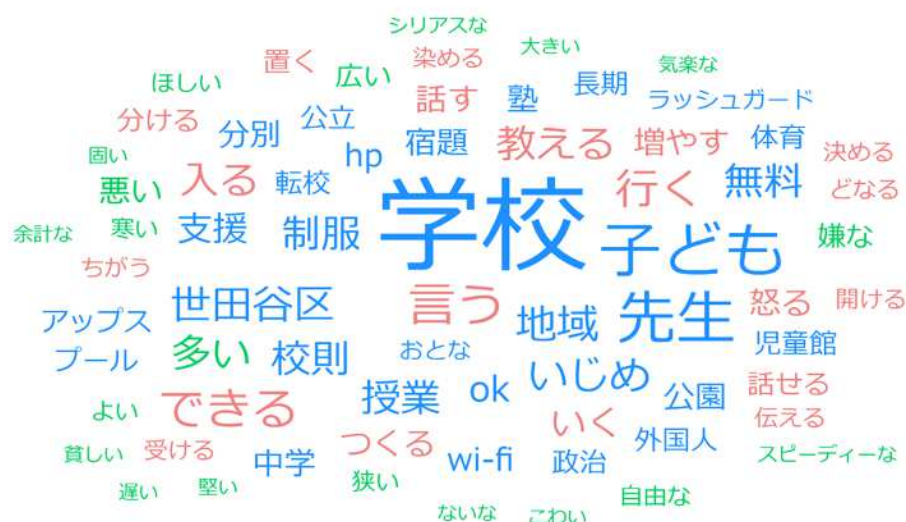
【日時】 令和6年1月20日(土)
13:30~16:30(開場 13時)
【場所】 北沢タウンホール2階集会所
世田谷区北沢2-8-18
【対象】 区内在住、在学、在勤の小学生・中学生・高校生世代
※グループワークは世代ごとにわかれて行う予定です
【参加費】 無料
※図書カード500円分プレゼント
【主催】 世田谷区子ども・若者部
【共催】 世田谷区教育委員会

3 第1回目、第2回目の様子

初対面の子も多いなか、アイスブレイク等を交えながら、子どもの権利を学び、「日頃感じているなんでやねん！」を出し合い、その解決策について話し合いました。

グループごとに発表し、区長に子どもたちの意見を受け止めていただきました。

参加した子どもたちからは、「区がこのような機会を設けるのはいいこと」、「もっとこのような取り組みの存在を知ってもらうことが重要」などの意見があり、「また参加したい」という声がたくさんあがりました。



1回目（中高生）

当日の意見から作成したワードクラウド



2回目（小学生）

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日
条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号
平成26年3月7日条例第14号
令和2年3月4日条例第11号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条 第8条）
第2章 基本となる政策（第9条 第14条）
第3章 子どもの人権擁護（第15条 第24条）
第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）
第5章 推進体制など（第27条 第31条）
第6章 雑則（第32条）

附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していきことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

（学校の務め）

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

（区民の務め）

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

（事業者の務め）

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

（区の務め）

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども(次に定めるものとします。)は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1) 区内に住所を有する子ども

(2) 区内にある事業所で働いている子ども

(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認め

るときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくりま

2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

(雇い主の協力)

第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。